

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 会場等運営計画作成及び会場等運営準備業務委託公募型
プロポーザルによる技術提案実施要領

令和9年秋に開催する「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027の会場等運営に必要な準備を進めるに当たり、「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 会場等運営計画作成及び会場等運営準備業務の委託事業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 会場等運営計画作成及び会場等運営準備業務
- (2) 業務内容 別紙「「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 会場等運営計画作成及び会場等運営準備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 6,397,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加者の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること）。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 岡山県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去10年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関が主催するイベント等の業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

3 業務委託に関する事務を担当する組織の名称等

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会事務局（岡山県産業労働部観光課内）
〒703-8293 岡山市中区小橋町1-1-25（岡山県庁小橋町庁舎3階）
TEL：086-226-7843 FAX：086-226-7844
E-mail：forestartfest@pref.okayama.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を、次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和8年4月15日（水）から同年4月28日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部観光課ホームページからダウンロードすることができる。（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年4月15日（水）から同年4月28日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

②提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）【1部】

イ 組織概要書（パンフレット等組織概要がわかるものを添付）【1部】

ウ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行された正本）【1部】

エ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたものの写し）【1部】

オ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）【1部】

カ 納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し）【1部】

キ（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）【1部】

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、ウ～キの書類の提出は不要とする。

③提出場所

上記3の場所に同じ。

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知通知を受けた者は、令和8年5月11日（月）までに上記3の宛先に電子メール又はファックスにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

①受付期間

令和8年4月15日（水）から同年4月28日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

②質問方法

仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）を、上記3の宛先に電子メール又はファックスにより提出すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③受付場所

上記3の場所に同じ。

④回答方法

質問時と同様の方法により回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部観光課のホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

⑤その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

技術提案に参加する者は、次の書類を指定する部数提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

(4) 提出書類

①提案書（様式第4号）【原本1部＋写し5部】

②経費見積書（任意様式）【原本1部＋写し5部】

※経費見積書には「発行責任者の氏名及び連絡先」と「担当者の氏名及び連絡先」を明記すること。（押印省略可）

③組織概要書、役員名簿（氏名の読仮名・生年月日も記載）【1部】

④提案説明書【6部】（「提案説明書作成要領」参照）

⑤類似イベント等業務の受注実績（様式第5号）【6部】

⑥その他提案に必要な参考資料【6部】

(5) 技術提案の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日 時 令和8年5月25日（月）午前9時30分から（予定）

②場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県本庁舎 6階 601会議室

③説明内容 技術提案プレゼンテーションの内容は、提案説明書に沿って行うこと。

説明時間は、一者当たり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。開催時間については、後日、技術提案参加者に通知する。

7 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

＜配点＞ 技術提案：経費見積書＝95：5

(1) 最優秀提案者の選定方法

①審査会に先立ち、事務局は経費見積書の価格を事前評価する。

②審査委員は、提案説明書及び提案者によるプレゼンテーションを基に提案内容を総合的に評価（100点満点）し、事務局が集計する。

③集計結果を基に、全審査委員による協議を行って最優秀提案者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定することとする。

8 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県産業労働部観光課ホームページにおいてその旨を公表する。

9 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

10 その他

- (1) 提案期限までに提出書類が到着しない場合は、参加意思のない者として取り扱う。
- (2) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (4) 提案者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。